

鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書

(案)

令和6年3月

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
委員会からの提言	2
1 鳥栖市の状況について	3
(1) 公立保育所の概要	
(2) 鳥栖市の保育状況について	
2 公立保育所の役割について	3
3 公立保育所の適正規模について	4
(1) 新たな役割と適正規模	
(2) 公立保育所の規模	
4 公立保育所の再編のメリットについて	5
おわりに	6

【資料】

・ 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会設置要綱	8
・ 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会委員名簿	9
・ 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会の開催状況	10
・ 第1回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 資料	11
・ 第2回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 資料	12
・ 第3回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 資料	14

はじめに

鳥栖市では、令和2年3月に『第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て環境の充実に取り組んでいます。

市内の公立保育所4園のほか、私立保育所13園、幼稚園5園、幼保連携型認定こども園3園、その他において幅広い保育サービスを提供しています。

保育に対するニーズが高止まりしている中ではありますが、鳥栖市でも出生数は減少していることから、将来の保育所のあり方を『第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画』にて策定する必要があります。また、保育の質の向上を図り、すべての子育て世帯への支援やインクルーシブ保育など、ニーズの多様化にも対応する必要があります。新たな分野へ取り組むために担い手を考えなければなりません。

また、公立保育所の建物は建築後60年を経過したものもあり、建物の老朽化への対応が課題になっています。

このような状況の中、「鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会」が令和5年8月に設置され、公立保育所の役割や適正規模などの検討を開始しました。以後、4回の委員会を開催し、未来を担う子どもたちやその保護者にとって適切な公立保育所のあり方について、一定の方向性を示すことができましたので、ここに提言をいたします。

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会

委員会からの提言

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会では、鳥栖市の保育の現状や課題について話し合いを行い、より良い保育の実現に向けた提言を次のとおりまとめました。

提 言

- 1 現在、保育需要と保育供給の利用定員は均衡しているが、ニーズの多様化や保育情勢の変化に対応するために、今後の公立保育所は、公立ならではの強みを活かし、新たな役割を担う必要があります。
- 2 公立保育所が担う新たな役割として次の事柄が必要です。
 - ① すべての子育て家庭への支援
 - ② 私立保育所等への支援
 - ③ インクルーシブ保育の推進
 - ④ 緊急時の保育の継続
- 3 公立保育所が専門性の向上を図り、新たな役割を担うためには、公立保育所を4園から中規模保育所（利用定員110名程度）2園に集約・再編し、人材を確保する必要があります。

1 鳥栖市の状況について

(1) 公立保育所の概要

公立保育所は、本町・原町・下野町・藤木町の4か所に設置しています。

施設名	設立認可年	移転建替等	定員	所在地
小鳩園	昭和31年	平成8年建替	130人	本町3丁目
白鳩園	昭和27年	昭和59年建替 平成11年増築	110人	原町
下野園	昭和37年	なし	50人	下野町
鳥栖いづみ園	平成18年 ※	平成4年建替 平成11年、17年増築	225人	藤木町

※「鳥栖園（設立認可昭和39年）」と「いづみ園（設立認可昭和39年）」合併

(2) 鳥栖市の保育状況について

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、児童人口の減少を踏まえた保育所のあり方を検討していく必要があります。現在、施設は充足していますが、保育士不足のため実際の入所可能者数が伴っていない現状です。将来的には児童人口の減により保育所の定員割れも想定されます。

このことから、将来の役割については、公立保育所と私立保育所の方向性を分けて考える必要があります。公立保育所は新たなニーズ（公立保育所の役割）に対応するため、職員の専門性を高めていくことで、保育情勢の変化に対応できる人員配置と新たな役割を担える体制を構築していく必要があります。

2 公立保育所の役割について

公立保育所と私立保育所で運営基準、保育料に差はありません。その中で公立保育所は、行政機関として他機関（保健所、学校、児童相談所等）との連携を取りやすく、地域内の他の保育所等の関係機関を通して、行政の保育施策等へつなぎやすい特徴があります。この特徴を活かすためには、特に配慮を必要とするこどもの保育やその家庭の支援の充実のため、保育士等の資質・専門性の向上を促す必要があります。

公立保育所の新たな役割として次の4点があげられます。

- ① すべての子育て家庭への支援
- ② 私立保育所等への支援
- ③ インクルーシブ保育の推進
- ④ 緊急時の保育の継続

これらの役割を今後の公立保育所が新たに担う役割として検討すべきと考えます。

3 公立保育所の適正規模について

(1) 新たな役割と適正規模

現時点で想定する実施事業

① すべての子育て家庭への支援

- ・ 一時預かり事業の強化
増加しているニーズに応えるために現在の体制を拡充する。
- ・ こども誰でも通園制度
短時間保育から支援が必要な家庭を汲み取る。
実施事業所の巡回、支援を行う。
- ・ 相談機能の強化
孤立している子育て世帯への相談支援を行う。
私立保育所等で把握された要支援世帯への対応をする。
食物アレルギー児童への対応支援を行う。
こどもの権利擁護を推進する。

② 私立保育所等への支援

- ・ 私立保育所等へ巡回、支援、監査の実施
私立保育所等への巡回、支援、監査を実施し、市全体における保育の質の向上を担う。
若手保育士の支援、相談役となり保育士の育成及び働きやすい職場になるようにサポートをする。
- ・ 医療的ケア児等受け入れ強化
医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を支援し、医療的ケア児の地域生活向上及び保護者の支援を図る。
- ・ こども誰でも通園制度（再掲）
短時間保育から支援が必要な家庭を汲み取る。
実施事業所の巡回、支援を行う。
- ・ 相談機能の強化（再掲）
孤立している子育て世帯への相談支援を行う。
私立保育所等で把握された要支援世帯への対応をする。
食物アレルギー児童への対応支援を行う。
こどもの権利擁護を推進する。

③ インクルーシブ保育の推進

- ・ 障害児対応のスキルアップ
障害児や乳幼児担当部署等へ研修配置により、更に専門的知識を習得する。
- ・ 医療的ケア児の受入れ強化（再掲）
医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を支援し、医療的ケア児の地域生活向上及び保護者の支援を図る。

④ 緊急時の保育の継続

災害等の緊急時に、エッセンシャルワーカーのこどもを受け入れ、保育を継続する。

保育情勢の変化に対応するために上記の事業を実施するには、15人程度の人材が必要です。

(2) 公立保育所の規模

保育体制の充実、働き方改革、配置基準の改善、緊急時の保育継続により、公立保育所は中規模保育所（利用定員110名程度）2園に集約・再編する必要があります。

4 公立保育所の集約・再編のメリットについて

- ・ 今後新たな役割を担っていかねばならない中で、保育士の専門性の向上を図り、保育機能を強化することができます。
- ・ 現在行っている保育実施体制の充実を図ることができます。
- ・ 公立保育所の民間移管等を行うことにより、市の経費改善が期待できるため、更に新たな役割に対して尽力できます。
- ・ 民間移管等した場合、施設の判断で保育士の数を増やすなど新たなサービスを展開できます。

おわりに

鳥栖市公立保育所のあり方を検討委員会において、鳥栖市の保育所や保育サービスの現状を協議するとともに、課題についても確認しました。鳥栖市のこどもの健やかな育ちを第一に考えつつ、委員のそれぞれの立場から、意見を述べ、検討を重ねてまいりました。

本委員会としましては、こどもたちにとって保育所での生活が豊かなものであり、保護者が安心して子育てができることを願っています。

そのために、公立保育所は新たな役割を担い、保育所のモデル園としての公開保育、公立保育所からの情報発信等、鳥栖市の保育の拠点として存在して欲しいと期待しています。

この提言が今後の鳥栖市の保育の方向性を定めていくために活用されることを望みます。

鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書

資料

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の公立保育所の今後のあり方について検討するため、公立保育所のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 公立保育所の役割に関すること。
- (2) 公立保育所の適正規模に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公立保育所のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 教育機関の代表者
- (3) 保育所の保護者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉みらい部こども育成課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

● 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属等	区分
委員長	余公 敏子	九州龍谷短期大学	学識経験者
副委員長	久保 昭夫	鳥栖市保育会	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	菅原 真爾	鳥栖市私立幼稚園連合会	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	長尾 真司	鳥栖市校長会	教育機関の代表者
委員	上田 泰典	鳥栖市民生委員児童委員 連絡協議会	市長が必要と 認める者
委員	桑原 一樹	鳥栖市立保育所小鳩園後援会	保育所の保護者の 代表者
委員	松雪 清香	鳥栖市立保育所白鳩園後援会	保育所の保護者の 代表者
委員	原 育典	鳥栖市立保育所下野園後援会	保育所の保護者の 代表者
委員	藤波 誠司	鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園 後援会	保育所の保護者の 代表者
委員	武富 奈美	鳥栖市立保育所小鳩園	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	中島 明子	鳥栖市立保育所白鳩園	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	松藤 真由美	鳥栖市立保育所下野園	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	豊住 佐知子	鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園	幼児教育・保育 機関の代表者
委員	平井 都	鳥栖市子育て支援総合 コーディネーター	市長が必要と 認める者

○鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会設置要綱第3条

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 教育機関の代表者
- (3) 保育所の保護者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

● 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会委員の開催状況

開催日	議 事
令和5年 8月29日(火)	<p>第1回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会</p> <p>(保育の現状と課題について説明)</p> <p>(1)委員委嘱、紹介</p> <p>(2)委員長、副委員長選任</p> <p>(3)今後のスケジュールについて</p> <p>(4)子ども子育て支援事業計画について</p> <p>(5)市内の保育施設の状況について</p> <p>(6)公立保育所の状況について</p> <p>(7)その他</p>
令和5年 10月23日(月)	<p>第2回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会</p> <p>(役割についての協議)</p> <p>(1)第1回鳥栖市公立保育所あり方検討委員会まとめ</p> <p>(2)公立保育所の役割について</p> <p>(3)その他</p>
令和6年 2月5日(月)	<p>第3回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会</p> <p>(規模についての協議)</p> <p>(1)第2回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 質疑</p> <p>(2)鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会まとめ</p> <p>(3)鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて</p> <p>(4)鳥栖市公立保育所の適正規模について</p> <p>(5)今後のスケジュール</p>
令和6年 2月28日(水)	<p>第4回検討委員会</p> <p>(提言内容についての協議)</p> <p>(1)提言書(案)について</p> <p>(2)今後について</p>

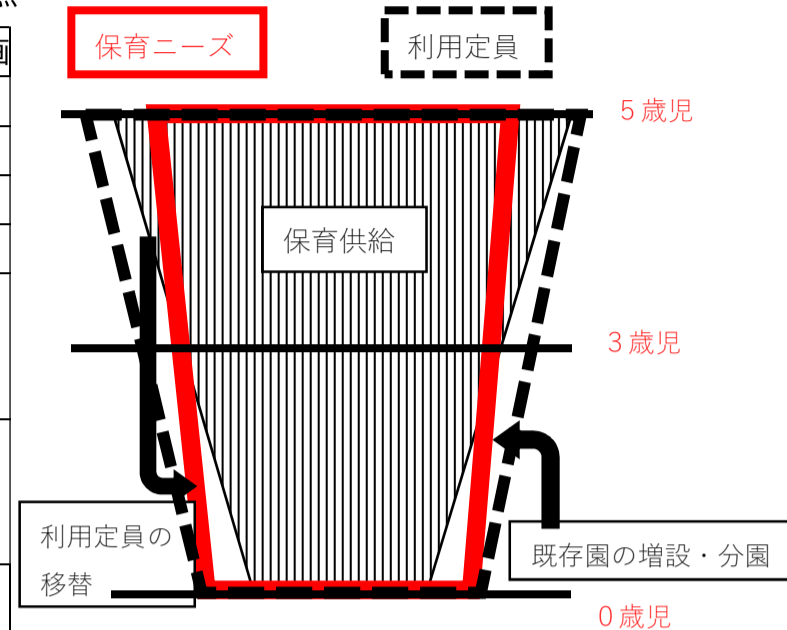
1. 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育施設の事業計画）について

- ・子ども・子育て支援事業計画では、人口推計、ニーズ調査から、今後の保育施設整備等の方針を立てている。
- ・現行の第2期計画（R2～R6の5年間）は保育園、幼稚園（預かり保育）、企業主導型保育所を含めた市内施設全体で保育供給量を確保することとしている。
- ・R6年度にR7～R11の第3期計画を策定する必要がある。
- ・次期計画策定に際し、児童人口の減を踏まえた公立保育所のあり方を計画に取り入れる必要がある。

2. 市内の保育施設の状況

※R5のみ4月時点

		平成27(2015)	令和2(2020)	令和5(2023)	令和6(2024)計画
人口 (R6は計画)	3～5歳児	2,392	2,108	2,017	2,075
	1～2歳児	1,512	1,345	1,196	1,368
	0歳児	727	640	540	662
	計	4,631	4,093	3,753	4,105
入所者数(3月)	3～5歳児	入所 1,046	1,118	1,146	
	保育園	申請 1,081	1,137	1,157	1,101
		定員 1,058	1,217	1,204	1,204
申請者数(3月)	1～2歳児	入所 445	690	646	
	保育園	申請 514	751	707	833
利用定員 (企業枠含む 利用定員)	0歳児	入所 207	221	228	
	保育園	申請 305	351	285	293
		定員 262	264	292	301



- 現時点で利用定員では保育需要と保育供給が均衡している。
- 施設は充足しているが、保育士不足のため実際の入所可能者数が伴っていない状況。特に公立保育所では利用定員と入所可能者数の差が大きい。
- 計画より速いペースで少子化が進行。将来的に市全体で保育所の定員割れが想定されるが、ニーズの偏在により、供給過剰の地区・供給不足の地区が出ると想定。

➡ 施設定員数は充足しているが、今後も保育所の受け入れ数確保のため、保育士確保の支援継続が必要。
 今後については、公立と私立の方向性を分けて考える必要がある。

3. 公立保育所の状況

園名		小鳩園	白鳩園	下野園	鳥栖いづみ園	公立計
全体	R5.3入所者	111	80	33	170	394
	利用定員	130	110	50	225	515
3～5歳児	R5.3入所者	66	45	18	114	243
	利用定員	80	60	30	135	305
1～2歳児	R5.3入所者	36	25	11	43	115
	利用定員	40	35	15	65	155
0歳児	R5.3入所者	9	10	4	13	36
	利用定員	10	15	5	25	55
R5.3加配対象園児数		3	5	1	7	16
R5.3の正職配置		長1主1保9栄1	長1主1保5栄1	長1主1保3栄1	長1主2保13欠2栄2	46うち欠員2産育休8
R5.3の会計年度任用職員(常勤)配置		保10調4支1看1	保8調2支1	保3調1支1	保12看1調5支1	51うち産育休1
建築		H8 RC造	S59 RC造 H11 R造(増築)	S36 木造	H4 RC造 H11.H17 R造(増築)	
次回の改修工事の目安時期		R8	R6	要検討	R7	

- 公立保育所は下野園以外の3園も、老朽化対応のための大規模改修工事が必要な時期を迎えている。
- 配慮の必要な園児が増加した結果、保育士不足により入所可能者数が減少し、利用定員を満たせていない。
- 新たなニーズ（インクルーシブ教育、障害児や乳児関連部署との連携強化、家庭保育支援等）に対応するため、職員の専門性を高めたいが、余力がない。

➡ 公立保育所の役割と規模を明確化し、新たな取り組みを実施できる体制を構築していきたい。

議題1 第1回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会まとめ

1. 第1回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会まとめ

- 児童人口の減を踏まえた公立保育所のあり方を考えていく必要がある。
- 施設は充足しているが、保育士不足のため実際の入所可能者数が伴っていない状況。
- 将来的に保育所の定員割れが想定されるが、ニーズの偏在により、今後も保育士確保が必要。
- 今後については、公立と私立の方向性を分けて考える必要がある。
- 公立保育所は、老朽化対応が必要な時期を迎えている。
- 新たなニーズ(公立保育所の役割)に対応するため、職員の専門性を高めたい。
- 公立保育所の役割と規模を明確化し、新たな取り組みを実施できる体制を構築していきたい。



公立保育所の役割は、

議題2 公立保育所の役割について

1. 地域における保育所・保育士等の在り方(国の議論)

【地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会とりまとめ R3 厚労省】<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869392.pdf>

- 国の保育政策の大きな柱として、人口減少地域での**保育の確保と社会インフラとしての維持**を位置づけるべきであること
- 特に**未就園児の養育家庭等への子育て支援における保育所・保育士の役割発揮**が期待されること
- 個々の保育所の強みや体制等を踏まえ、他の子育て支援関係機関との**役割分担を明らかにしつつ、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備**が必要であること
- 子育て負担軽減目的での一時預かり、障害児、外国籍の児童等への対応といった**多様な保育ニーズへの対応**を促進すること
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を担うことができるようにするなど、他機関等と連携・協働しつつ**多機能化**を進めること
- これらの実現のための保育士の確保・資質向上等のため、保育士の職業としての魅力発信、保育・子育てニーズに対応できる**研修実施や機会の確保**

【こども未来戦略方針 R5.6.13 こども家庭庁】<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo.mirai/pdf/kakugikettei.20230613.pdf>

Ⅱ. こども・子育て支援の強化:3つの基本理念

2. 3つの基本理念

(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「**全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること**」が必要である。

- 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
- 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す**こと
- これまで比較的支援が手薄だった、**妊娠・出産期から0～2歳の支援を強化**し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる**伴走型支援**を強化するなど、量・質両面からの強化を図ること
- 貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うこと

などが必要となっている

2. 公立保育所と私立保育所の運営について

	公立	私立
運営主体	市	社会福祉法人、株式会社、NPO など
運営基準	職員配置基準、設備基準 = 公私立同じ (国基準及び縣市条例に規定)	
保育料	保護者などの所得に基づいた料金 = 公私立同じ (市条例に規定)	
職員の給与	市条例に基づく額	各事業者の給与規定に基づく額
運営負担費	保育料(保護者負担)15%、市 85%	保育料(保護者負担)15%、事業主拠出金 12%、 国34%、県17%、市(保育料市独自軽減を含む)22%
施設建設費・改修費負担者	土地:市 施設:市	土地:事業者 施設:国 50%、市 25%、事業者 25%

3. 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(全国保育協議会の議論)

【第5次公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン R4 全国保育協議会】<https://www.zenhokyo.gr.jp/pdf/plan2207.pdf>

保育実践を行ううえで公立保育所が持つ特性

- ① 行政機関として、地域住民の福祉向上について義務と責任を負っている。
- ② 保健所・学校・児童相談所等の行政機関との連携がとりやすい。
- ③ 公立保育所の実践ノウハウや課題を、地域内のほかの保育所などの関係機関との共有化をとおして、行政の保育施策等へつなげやすい。

公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)

1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践
2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化
3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実
4. 保育士等の資質・専門性の向上
5. 地域住民との協働、子育て文化の創造
6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPR

4. 鳥栖市のまちづくりの方向性

【第7次鳥栖市総合計画】2021→2030

～住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖～

序論

2.鳥栖市の状況

3)鳥栖市の現状

①総人口、年齢区分別人口

総人口は継続的に増加する一方で、若年層は横ばい傾向にあり、高齢化率は一貫して少しずつ上昇を続けてる。

②鳥栖市と他市町村間の通勤流動

流入人口(鳥栖市へ他市町村から通勤している)が流出人口(鳥栖市から他市町村へ通勤している)を上回っているため
昼間人口が高くなっている。

基本計画

5.基本目標を実現するため施策

基本目標⑤…こどもが豊かに育つまち 施策1 こどもを安心して産み、育てられる環境づくり

こどもや子育てを地域全体で支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを推進。

→子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくりの推進

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 資料(第3回)

議題1 第2回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会 質疑

(Q)委員

(A)事務局

<p>公立保育所における災害時の受入れ対応とは具体的に何を するのか。 多くの施設が必要になるのではないか。</p>	<p>公立保育所の災害時の位置づけとしては、エッセンシャルワーカーのこどもの保育受入れを想定しており、一般の方の避難場所としては考えておりません。 また、緊急時に交代で勤務できる職員も限られるため、対応できる保育所は限定されることとなります。</p>
--	---

議題2 鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会まとめ

第1回

- 児童人口の減を踏まえた公立保育所のあり方を考えていく必要がある。
- 施設は充足しているが、保育士不足のため実際の入所可能者数が伴っていない状況。
- 将来的に保育所の定員割れが想定されるが、ニーズの偏在により、今後も保育士確保が必要。
- 今後については、公立と私立の方向性を分けて考える必要がある。
- 公立保育所は、老朽化対応が必要な時期を迎えている。
- 新たなニーズ(公立保育所の役割)に対応するため、職員の専門性を高めたい。
- 公立保育所の役割と規模を明確化し、新たな取り組みを実施できる体制を構築していきたい。



第2回

- 公立保育所の役割は、
- すべての子育て家庭への支援
 - 私立保育所等への支援
 - インクルーシブ保育の推進
 - 緊急時の保育の継続



第3回

公立保育所の適正規模は
新たな役割に必要な職員数

人

+

公立保育所
園

議題3 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

第1回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会の資料4議題1

「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画(教育・保育施設の事業計画)について」より

- ・子ども・子育て支援事業計画では、人口推計、ニーズ調査から、今後の保育施設整備等の方針を立てている。
- ・現行の第2期計画(R2～R6の5年間)は保育園、幼稚園(預かり保育)、企業主導型保育所を含めた市内施設全体で保育供給量を確保することとしている。
- ・R6年度にR7～R11の第3期計画を策定する必要がある。
- ・次期計画策定に際し、児童人口の減を踏まえた公立保育所のあり方を計画に取り入れる必要がある。

	子育て世帯への ニーズ調査	→	子ども・子育て会議	→	パブリック・コメント 意見徴収	→	策定
時期	令和5年度						令和6年度
内容	鳥栖市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 保育所、幼稚園等の利用や子育て支援事業の希望を把握する						<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口推計とニーズ調査の結果をもとに、必要な定員等のニーズ量を算出 ・ニーズに応えるための確保策を決定 ← 公立保育所のあり方を反映

議題4 鳥栖市公立保育所の適正規模について

1. 公立保育所の新たな役割に必要な職員

新たな役割を担うための事業として、以下のような事業が考えられる。

	一時預かりの強化	こども誰でも通園制度	相談機能の強化	私立保育所等の支援	医療的ケア児等受け入れ強化	障害児対応のスキルアップ	計
園長				1		1	2
主任		1	1		1		3
保育士	2	1	1	1	1	2	8
栄養士			1		1		2
計	2	2	3	2	3	3	15
現状	現在小鳩園にて一時預かり事業実施(定員6名/日)	取り組み未定	各園において地域の相談を受けている	私立保育所等の監査、助言	医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講4名 県派遣コーディネーターより支援を受けている	保育園内で園障害児の対応研修の受講	
役割	すべての子育て家庭への支援			私立保育所等への支援		インクルーシブ保育の推進	
事業内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業 ・省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上必要 ・週3日または月15日までの就労や出産時等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が就労をしていなくても時間単位で子どもを預かる(利用条件に上限有) ※令和5年度からモデル事業を実施しており、今後国で制度を法的に位置づける予定 ・短時間保育から支援が必要な家庭を汲み取る ・実施事業所の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立している子育て世帯への相談支援 ・私立保育所等で把握された要支援世帯への対応 ・食物アレルギー児童への対応支援 ・こどもの権利擁護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所の巡回、支援、監査を実施し、市全体における保育の質の向上を担う ・若手の公立、私立保育士の支援、相談役となり若手保育士の育成及び働きやすい職場になるようにサポートをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を支援し、医療的ケア児の地域生活の向上及び保護者の支援を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児や乳幼児担当部署等へ研修配置により、更に専門的知識を習得する。また、研修先部署においても保育士配置等の充実が図られる 	

2. 公立保育所の適正規模について

働き方改革、産休想定、配置基準の見直しにより
今後の保育情勢に(見込み園児数)対応できる職員配置としたい。

正規職員

●2023年4月

	小鳩園	白鳩園	下野園	鳥栖いづみ園
入所予定園児数	115	78	33	164
園長	1	1	1	1
主任	1	1	1	2
クラス数(担任)	6	5	3	10
乳児クラス2人目	1育1	0	0	育1 1
フリー	0	0	0	育2 0
加配	0	0	0	育1 0
栄養士	育1	0欠1	0	1育1 1
産育休	1	1	0	5
各園計	10	8	6	20
合計	44			
欠員	1			

新たな役割に必要な職員配置

園長	2
主任	3
保育士	8
栄養士	2
計	15

中規模園1園当たりの職員配置

園児数	110	
園長	1	各園一人
主任	1	各園一人
クラス数(担任)	6	各年齢のクラス担任
乳児クラス2人目	1	フルタイム職員必須事項
フリー	2	時差出勤のカバーや担任保育士の休憩シフト対応
加配	1	配慮が必要な園児への対応リーダー
栄養士	1	各園一人
産育休	2	近年実情より
各園計	15	

会計年度任用職員

●2023年4月

	小鳩園	白鳩園	下野園	鳥栖いづみ園
保育士(常勤)	9	7	3	10
調理員	4	3	1	4
看護師	1	1	0	1
合計	44			

保育士(常勤)	5
保育士(加配)	3~5
調理員	2
看護師	1
合計	11~13

※特記事項

国は職員配置基準について、4・5歳児は30対1から25対1へ、3歳児は20対1から15対1へ、1歳児は6対1から5対1へ改善を進める方針。

議題5 今後のスケジュール

	第4回鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会	委員長、事務局協議	委員確認	提言
時期	令和6年2月下旬~ 令和6年3月上旬	令和6年3月中旬		令和6年3月下旬
内容	提言まとめ	提言書の作成	委員による提言の内容確認	市へ提言書を提出